

新	旧
<p style="text-align: center;">建設工事等低入札価格調査実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成19年2月7日制定 <u>令和4年3月24日最終改正</u></p> <p>第1条～第3条 略 (調査基準価格)</p> <p>第4条 調査基準価格は、本庁においては契約担当者の指示により主務課長が、出先機関においてはかい長が次の各号により定めるものとする。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。</p> <p>ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に100分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条～第22条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この要領は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">建設工事等低入札価格調査実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成19年2月7日制定 <u>令和4年2月16日最終改正</u></p> <p>第1条～第3条 略 (調査基準価格)</p> <p>第4条 調査基準価格は、本庁においては契約担当者の指示により主務課長が、出先機関においてはかい長が次の各号により定めるものとする。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。</p> <p>ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に100分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条～第22条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>